

令和5年10月1日の豊橋市立地適正化計画の改定による 定住促進区域の変更に伴う経過措置について

豊橋市立地適正化計画の改定（令和5年10月1日公表）に伴い、豊橋市歩いて暮らせるまち区域定住促進事業費補助金交付要綱第13条に基づき、定住促進区域の適用に関する考えを明確にし、適用の経過措置を設けるため、必要な事項を以下に定めるものとする。

- 1 計画の改定に伴い変更した定住促進区域は、令和5年10月1日以降に転入又は転居をし、取得した家屋に適用する。
- 2 計画の改定に伴い定住促進区域とならなくなった区域又は定住促進区域となった区域に係る補助金の交付については、次の経過措置を設けることとし、この経過措置は、令和6年12月31日までに定住促進区域に家屋を取得し、転入又は転居した者に適用する。
 - (1) 要綱第3条第1項第1号アに規定する定住促進区域には、計画の改定前の計画（平成30年9月1日公表）で定める区域を含めるものとする。
 - (2) 要綱第3条第1項第2号に規定する定住促進区域外には、改定前の計画（平成30年9月1日公表）で定める区域外を含めるものとする。
 - (3) 要綱第3条第1項第2号に規定する定住促進区域内には、改定前の計画（平成30年9月1日公表）で定める区域を含めるものとする。